

令和 7 年度 第 8 回丹波市農業委員会

**定例総会議事録**

令和 7 年 1 月 25 日

## 令和7年度 第8回定例総会議事録

1. 日 時 令和7年11月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市役所春日庁舎4階 大会議室

3. 出席者

○農業委員 (24名)

(柏原地域)	1番 亀井 昌一	2番 堀 巧	
(氷上地域)	3番 池田 将徳	4番 萩野 恭敏	5番 兼古 善明
	6番 平松 稔久	7番 福井 優	8番 山本 浩子
(青垣地域)	9番 足立 篤夫	10番 足立 年一	11番 萩野 一喜
(春日地域)	12番 萩野 隆太郎	13番 小橋 季敏	14番 新才 泰則
	15番 婦木 克則	16番 細見 滋樹	
(山南地域)	17番 岸本 好量	18番 田中 幸治	19番 野垣 克巳
	20番 和田 憲治		
(市島地域)	21番 荒木 嘉信	22番 萩野 広	23番 橋本 慶子
	24番 米田 豊		

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 4 号 非農地証明願承認について

議案第 5 号 農地法第3条の規定による許可の取消願について

議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について (別冊)

報告第 1 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 2 号 電気事業者による届出について

5. 閉会

## 1. 開会

○議長 ただいまより、令和7年度丹波市農業委員会第8回定例総会を開会いたします。  
初めに、岸本会長から御挨拶をお願いします。

## 2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (会長あいさつ)  
○議長 ありがとうございました。  
事務局から会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

本日の定例総会の出席人数でございます。在任委員24名全員の出席となっており、農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できることを御報告いたします。  
以上でございます。

## 3. 議事録署名委員の指名

○議長 ありがとうございます。  
日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。  
本日は、議席番号23番橋本委員、議席番号24番米田委員、両委員よろしくお願ひいたします。  
なお、本総会の議事録は、後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

## 4. 議事

### ～ 議案第1号 番号1番～番号33番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番～番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。  
柏原地域委員会から確認報告ですが、番号1番から番号3番は同一の申請となっておりますので、併議という形で、お願いします。  
それでは、柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番、番号2番、番号3番を、一括して議席番号○番の○○が説明します。  
番号1番、番号2番、番号3番は農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は8ページに示しています。  
譲受人は、図面に示しています拠点の住宅に移住予定であり、利用計画は季節野菜・黒大豆・栗・果樹です。  
地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要

件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番から番号3番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番、番号2番、番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番、番号2番、番号3番は許可すべきものと決定いたします。

続きまして、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号4番～番号11番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告ですが、番号9番につきまして農業委員会等に関する法律第31条の関係がありますので、まず番号4番から番号8番まで確認報告をお願いいたします。

それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというので、図面は9ページに示しています。

利用計画は、形状変更後にゴマを栽培することになっています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員 番号5番、番号6番、番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

まず、番号5番は農地を売買により取得したいというので、図面は10ページに示しています。

譲渡人と譲受人は親子関係で、以前からこの農地で野菜を栽培しており、農業を継承された後も引き続き親子で野菜を作付されるということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、番号6番は農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというので、図面は11ページに示しています。作物は、小豆を作付されるということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、番号7番は農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというので、図面は11ページに示しています。栽培作物は、野菜を作付されるということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号8番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は12ページに示しております。作付内容は水稻です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全部を満たしていることを確認しました。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

次に番号9番ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号9番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は12ページに示しております。取得した農地では、水稻を栽培する予定でございます。

地域委員会といたしましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 引き続き、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号10番は、農地を売買により取得し、農業経営を拡大したいというもので、図面は13ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

小豆を計画して、農機具は親子共同で利用する計画でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員 番号11番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号11番は、農地を贈与により取得し、農業経営を開始したいというものでございます。

図面は、14ページに示しております。

この譲受人、譲渡人は従兄弟関係になると思われます。

取得した農地では、野菜・水稻を作る予定でございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

なお、この農作業につきましては、農地管理は自分でしますが、大農具作業は近所の人にお願いするということでございます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号12番～番号19番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告ですが、番号13番から17番につきましては同一申請ですので、併議という取扱いをさせていただきます。

それでは、青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号12番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号12番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は15ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、利用計画は水稻です。

御審議のほど、よろしくお願いいいたします。

番号13番から番号17番までは1つの案件ということで、一括して議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号13番から番号17番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は16ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、利用計画は果樹・栗を栽培されるとお聞きしております。

御審議のほど、よろしくお願いいいたします。

○委員 番号18番、番号19番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号18番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は17ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、誓約書が添付されておりますので、簡単に説明させていただきます。

令和7年10月28日付け、農地法第3条の申請をするに当たり、確認したところ、未申請

の転用農地について、申請手続を履行することを誓約いたします。

農作業場が無断で、30年程前から設置されているということでございます。

よろしくお願ひします。

番号19番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は18ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、この申請人は高齢ですが、この2筆の畠については現在野菜がきちんと作られている状態でございまして、息子夫婦もおられ、こちらが管理されているということでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、番号13番、番号14番、番号15番、番号16番、番号17番につきまして、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 お尋ねします。1筆は遠く離れているのですが進入路はあるのですね。

○委員 その筆の裏手に里道があり、そこを通って申請地に入れます。

○議長 補足、事務局から。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

御質問の件、議案書16ページに図面を付けており、上段に3筆あります、下段2筆の間に空白が2筆ございまして譲受人の所有農地ですので、進入することは可能でございます。

○委員 分かりました。

○議長 よろしいでしょうか。ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番、番号14番、番号15番、番号16番、番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番、番号14番、番号15番、番号16番、番号17番について、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、番号18番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。

番号19番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号19番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号19番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号20番～番号27番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号20番から番号22番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号20番は、農地を売買によって取得し、農業経営を拡大したいというものでございます。

図面は19ページに示しております。

申請地は譲受人の自宅に隣接する農地で、水稻・果樹を栽培することになっております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

番号21番は、農地を贈与によって取得し、農業経営を拡大したいというものでございます。

図面は20ページに示しております。

申請地につきましては、花木を栽培する計画となっております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、これには誓約書が添付されております。譲受人のお父様が40年前に車庫をこの場所に新築して利用しております。今後、非農地証明願を提出しますとのことです。

番号22番も同じく農地を贈与によって取得して、農業経営を拡大したいというものでございます。図面は21ページに示しております。

図面を見てください。40年前に宅地との境に石積みというかブロックを設置しまして、数年が経ったなかで一度状態を確認したところ、現在農地を作られておられる方が宅地から下側に若干農地が食い込んだということでございます。ここは以前から水稻を栽培しておられますので、贈与で問題ないということでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員 番号23番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号23番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は22ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

ます。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

番号24番も、議席番号〇番の〇〇が説明させてもらいます。

番号24番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は23ページと24ページに示してございます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、番号25番を、議席番号〇番の〇〇が説明させてもらいます。

番号25番は、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は25ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員 番号26番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号26番は、農地を売買により取得し、来春の退職後拠点に移住し、地元の方の指導により、農業経営を行いたいというもので、図面は26ページの3筆と、27ページの拠点として真ん中に書いてある右側2筆と下側の長方形1筆でございます。

作付は、田は水稻・野菜、畑は野菜を計画されております。

確保している農機具は耕運機、コンバイン、田植機、トラクター等で譲渡人からいただいたおられます。

また、耕作に必要な農作業従事予定者は、家族の5人です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件などに適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、番号27番も、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号27番は、農地を売買により取得し、農業経営を拡大したいというもので、図面は27ページと28ページに示しています。

27ページ中央から左半分の農地と、28ページ上側の3条部分でございます。非常に多い部分でございます。

作付内容につきましては、田は水稻・黒豆・小豆・果樹、野菜など、畠地におきましては果樹などを予定されています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号20番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号20番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号20番は、許可すべきものと決定いたします。

番号21番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号21番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号21番は、許可すべきものと決定いたします。

番号22番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号22番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号22番は、許可すべきものと決定いたします。

番号23番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号23番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号23番は、許可すべきものと決定いたします。

番号24番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号24番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号24番は、許可すべきものと決定いたします。

番号25番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号25番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号25番は、許可すべきものと決定いたします。

番号26番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号26番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号26番は、許可すべきものと決定いたします。

番号27番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 これ申請とは違うみたいですが、27ページの上の方に譲受人の名前が入っている所がありますが、議案書の住所は違う所になっているのは、ここではないのですかね。拠点が。

○委員 譲り受ける法人の従業員がこの地図の上の方に既に住まれておる拠点があります。今日説明したのは、それも受けて拠点の右半分は別の人ですけど、左の譲渡人の家も全ての農地とセットで譲り渡すというものです。

○議長 譲受人の住所はここですけど、またここにもある。

○委員 議案書の住所は法人が登記されている住所です。

○委員 そこにもあるということやね。

○委員 ここにもあります。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに質問、意見等はございませんか。引き続き。

○委員 番号26番の譲受人と番号27番の譲受人は何か関係のある方ですか。

○委員 全然関係ない。

○委員 分かりました。

○議長 ほかに、番号27番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号27番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号27番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号28番～番号32番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号28番から番号31番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

まず番号28番は、農地を売買により取得をし、経営規模を拡大したいというもので、図面は29ページに示しております。利用計画は、水稻です。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しております、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続きまして、番号29番につきましては、同じように農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は30ページに示しております。

利用計画は、栗の栽培をされるということです。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しております、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

ます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

なお、この申請には誓約書が添付されております。内容は譲受人の所有されている農地のうち2筆が現況山林及び農作業倉庫が建っている宅地の状態となっておりまして、山林は昭和40年頃から、宅地は昭和60年頃からそのような状態になっているようございます。

つきましては、令和8年3月に非農地証明願を提出されるということですので、この度の3条申請はよろしくお願ひしたいという内容のものでございます。

続きまして、番号30番は同じく農地を売買により取得をし、経営規模を拡大したいというもので、図面は30ページに示しております。利用計画は水稻です。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しております、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、この申請につきましても、誓約書が添付されております。

内容は、譲受人の所有農地のうち2筆が昭和30年頃から山林状態となっており、令和8年3月に非農地証明願を提出されるということで、この度の3条申請については何とぞお願ひをしたいという内容のものでございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、番号31番も農地を売買により取得をし、経営規模を拡大したいというもので、図面は31ページに示しております。利用計画は、水稻です。

譲受人は、現在市外に在住ですが、申請地のすぐ近くに実家がありまして、そこを拠点に農作業に従事されるということです。現在他の田も週末に来てされておる状態です。トラクター等の農機具は、実家の倉庫に保管をしております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しております、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員 番号32番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号32番は、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は32、33、34、35ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しております、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号28番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号28番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号28番は、許可すべきものと決定いたします。

番号29番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号29番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号29番は、許可すべきものと決定いたします。

番号30番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号30番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号30番は、許可すべきものと決定いたします。

番号31番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号31番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号31番は、許可すべきものと決定いたします。

番号32番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号32番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号32番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第1号、番号33番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号33番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号33番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は36ページです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号33番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号33番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号33番は、許可すべきものと決定いたします。

## ～ 議案第2号 番号1番、番号2番 ～

○議長 続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題いたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号1番は、露天駐車場として転用したいというもので、申請地の農地区分は公共施設から500メートル以内の区域に存在するため第2種農地と判断しております。

隣接所有者、地元等の同意も得ておられまして、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。申請地の半分は、ハウスが建てられており、農地として活用されています。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、農地を〇〇の貸露天駐車場とするための申請です。

農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えます。

地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

また、貸駐車場であるため、申請人と親との間で賃貸契約を結ばれております。現在、このお寺には8台分の駐車場がありますが、それでは足らず路上駐車等しております、通行の邪魔になるため、今回この申請に至ったものであります。

よろしくお願ひします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第3号 所有権 番号1番～番号14番 ～

～ 議案第3号 使用貸借権 番号1番～番号2番 ～

○議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、売買により貸露天駐車場として利用するための申請です。図面は45ページに示しています。

譲受人は、図面の当該用地の上、北側にある事業所に賃貸することです。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、売買により貸露天駐車場、貸露天資材置場として利用するための申請です。図面は46ページにあります。

法人の代表者である個人が購入されて、その法人に貸すということになっています。

申請地の農地は、農業公共投資の対象になっていない、小集団の生産性の低い農地等であるため、第2種農地と考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号3番～番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告ですが、番号4番、番号5番については同一のものでござりますので、併議という形でさせていただきます。

それでは、青垣地域委員会から確認報告をよろしくお願ひします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号3番は、売買により貸露天駐車場として利用するための申請です。図面は15ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が60.3パーセントで、40パーセントを超えていたため、第3種農地と判断される考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、番号4番と番号5番を、議席番号〇番の〇〇が一括して説明させていただきます。

番号4番と番号5番は、売買により太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は47ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断される考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いず

れも申請内容に問題がないことを確認しています。

なお、太陽光発電設備の設置条例では、住宅用地の敷地境界並びに道路境界から50メートル以内の区域が抑制区域ですが、地元並びに隣接土地所有者から反対意見がない場合には、太陽光発電設備の設置を認める方向であることを、事務局を通じて担当課に確認をしています。

また、地元自治会と転用事業者との間で協定書を締結する予定になっております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号4番、番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番、番号5番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号6番～番号12番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告ですが、番号10番と番号11番は、同一の案件ですので併議という形で取扱いをさせていただきます。

それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番は、売買によって取得し一般住宅・露天駐車場として利用するための申請でございます。図面は48ページに示しております。

申請地の農地区分は、上下水管の埋設されている道路の沿道にあり、500メートル以内に公共施設と医療機関があるため、第3種農地と判断されると考えます。雨水排水については道路沿いと北側に排水路がありそちらに排水されます。

道路からの進入につきましては現況の進入路を利用する予定です。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への影響はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

引き続きまして、番号7番につきましても、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番は、売買によって太陽光発電設備として利用するための申請でございます。図面は49ページに示しております。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2農地と判断されると考えられます。

当地区は抑制区域ですが、住宅用地の敷地から20メートルですが、隣接する宅地と話し合により、樹木を植えることによって、了解されました。

この設備を設置するに当たり、話し合いを行い、隣接の所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと考えられます。

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

引き続きまして、番号8番につきましても、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号8番は、売買によって自動車工場及び販売店、露天駐車場として利用するための申請でございます。図面は50ページ、51ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えるため、第3種農地と判断されると考えております。

雨水は、西側の国道の側溝及び南側市道の側溝へ、最終的には隣接農地と同様に河川へ流れます。他法令については現在関係機関と調整中であります。

地元等の同意は得られておりますが、北側の農地所有者の同意が得られず、疎明書を添付しております。

隣接者とは、敷地境界などについて4月から幾度となく協議を重ねております。造成工事の排水処理と営農には御理解をいただきましたが、地積測量図を国道の買収時の現地に明示しましたが、隣接者は購入時の境界と違っており、納得いかないということでした。

私も造成地の配置計画図及び工法並びに敷地境界の確認を行い、隣接者の言い分を聞き申請者に説明し、申請者も隣接者に丁寧に説明されましたが、隣接者は敷地境界などで同意はしないという結論でございました。

なお、今回の問題は兵庫県でも各当事者の主張や意見を聞き、整理し、周辺農地への支障がなく、他の基準をクリアしているということであれば、許可せざるを得ないということでございまして、私法の権利関係に立ち入って判断しないことからも、農地法の許可基準を満たせば許可するということでございます。

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、売買により取得し、新社屋の建設と露天駐車場として利用するための申請です。図面は、28ページに示しております。

申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施行区域内の農地であるため、第1種農地と判断されると考えますが、転用目的が集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設のため、第1種農地の例外的許可事由に該当すると考えられます。

隣接所有者、地元自治会長、農会長の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

続きまして、番号10番と番号11番を同一譲受人でありますので、一括して議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号10番、番号11番は、売買により取得し、太陽光発電設備の事業用地として利用するというもので、図面は52ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えます。

地元自治会長、農会長、隣接所有者の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

なお、隣接農地所有者の2名のうち1名は疎明書が添付されております。

登記名義人が亡くなった後の相続関係を訪ねていく所がなかったということです。7月に北側の案件が提出されたときにも疎明書が出ておりましたが、その後につきまして疎明が書いてあります。

令和7年7月13日、隣保長に隣家の事をお聞きしたら、おそらく息子になると思うが既に亡くなられており住所も分からぬ。弟もおられるが住所は不明。隣が所有者宅で空き家になっておりましたが、第三者が入居されており、その人に聞いても所在不明ということで、隣接所有者に面談することが困難な状態です。隣接地権者には御迷惑をお掛けしないように重々配慮して施工管理を行いますという疎明書の内容でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員 続きまして、番号12番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号12番は、売買により露天資材置場として利用するための申請です。図面は53ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

続きまして、番号8番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 疎明書の件ですけど、この相手はどの位置ですか。

○委員 50ページの図面、申請地の北側の土地に会社名が書いてあり、14メートル位隣接しています。地元の方から買われて、この木も20年以上経っているような栗ですけど、この境界が思っているのと違い納得してくれないということです。思っていた所と80センチ位違うとのことでした。

○議長 ○○委員。

○委員 農地法とは趣旨が違うのですが、教えてください。この譲受人は建設業ですが、自動車販売をされるということで、○○業が自動車販売できるのは定款に書いてあるのですか。できるのでしょうか。

○委員 それは定款を変えられます。

○委員 分かりました。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。○○委員。

○委員 ○○委員と一緒にします。

○議長 質問、意見等はございませんか。

○委員 これ国調されていますよね。

○委員 国道をするときに地積測量図を現地に復元した。杭を雑種地も含めて測量しました。国道も市道も里道とも立会いし、北側の本人とも立会いしましたけども、自分が思っているのと納得いかないということで、これを何回も重ねましたけども、これ以上埒が明かないので、最後に申しあげましたけども農地法上は私法の権利に立ち入っては判断しないことから、農地法の許可基準は全て満たしており、全ての関係機関との協議を終えました。6月から5か月以上掛けてやっております。以上でございます。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、番号10番、番号11番について、質問、意見等はございませんか。○○委員。

○委員 番号10番、番号11番について、2つとも疎明書ですけど、どちらも住所が分からず追跡できていないという事ですか。

○委員 2筆あります。図面は52ページを見ていただきたいのですが、太陽光発電設備が北側にあるのですが、その左側台形の土地の隣接所有者の同意が取れないです。

この2筆は同一人物でどちらも掛かっており、本人は前の段階では死亡されておった。所有者は死亡されていた。その後、相続人も7月で迎ればどちらも死亡していたことを、新たに疎明として出ております。この間まで生きておられた方は、ここにはおられず住所を転々として、病院・介護施設に入られ地元の人と連絡も取れないような格好で息子も死亡と、隣の隣保長が言わされたということで、それ以上迎れないということです。

○委員 隣接が一緒の人。

○委員 隣接が2筆とも同一で、上下同意が取れないということになります。

親族は、私も地元ですので30年前は知っておりますが、家はあるのですが、付き合いもなく全然他所へ行かれたまま行方不明という状態で、お付き合いもなく、もっと詳しく言うと、実際は後継者がないということです。

○議長 よろしいですか。○○委員。

○委員 その隣接者の現況、どのような状態になっていますか。この土地は誰か管理されている。

○委員 管理はされていません。

○委員 農地ですか。

○委員 農地です。

○議長 隣接も管理されていない状態なので。この辺一帯そのような状態です。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番、番号11番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番、番号11番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号13番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号13番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号13番は、売買により取得し、庭の一部として利用するための申請です。図面は54ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えていため、第3種農地と判断されると考えております。

申請地の居宅は現在空き家となっており、一旦〇〇業者が取得し、許可後は庭を整形して売買される予定になっております。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最低限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号13番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号14番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号14番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号14番は、売買により父親から農地を取得し、建設用車両の運送を行うトラックと大型ダンプの貸露天駐車場として造成、大型車両2台分、中型車両2台分の駐車場を設営するための申請です。図面は55ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えて、71.9パーセントであるため、第3種農地と考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

また、申請書には、申請人と申請人が代表取締役である法人との駐車場賃貸借契約書案も添付されております。

なお、現地を確認したところ、既に一部が造成されていたため、始末書が添付されております。要約して読み上げさせていただきます。

私が今般取得する予定である土地については、雑草が繁茂する状態で、近所からの苦情もありましたので、所有者である父の許可を得て5年前に草抑えのつもりで土を入れ、車両で踏み固めていました。3年前からは新たに購入した大型車両の駐車場用地として、さらに砂利を入れ土地を整形しました。

今回、父から農地を譲り受けるに際し、当該土地の利用状況が農地法にいう無断転用に当たることを初めて知りました。法の無知とは言え、関係各位に御迷惑をお掛けしましたことをお詫び申しあげます。

現在の申請地は大型車両で踏み固められ、農地への復旧は大変困難です。従って当方の勝手な都合ではありますが、申請地の現状のまま許可申請をお願いいたしましたと申し上げます。

現在隣接地の土地を、私が代表取締役を務める○○の会社の休憩所、○○用車両の駐車場兼資材置場にして使用しています。しかしながら、事業が軌道に乗り、建設資材置場が手狭になってきており、今後車両も増やすことから、この土地を車両駐車場として使い、転用申請をする次第です。よろしく取り計らいくださいますよう、お願い申しあげます。そういう始末書が出ております。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

それでは、議案第3号の農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号1番は、借受人が露天資材置場を建設するため、○○会社の代表個人の持ち物である圃場を、法人に使用貸借権を設定し転用する申請です。図面は57ページにございます。

申請地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

使用貸借契約書案も添付されています。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、農地を使用貸借し、牛舎の増築と飼料置場、進入路として使用するための申請です。地図は58、59ページです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等であるため、第2種農地と判断できると考えます。

地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

休憩を取ります。

(休憩)

(再開)

## ～ 議案第4号 番号1番～番号9番 ～

○議長 会議を再開します。

議案第4号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番～番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

水上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は63ページに示しています。

11月13日に確認したところ、現地は住宅・進入路となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の現状から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

農地でなくなった時期は、昭和61年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は64ページに示しています。

11月13日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の現状から見ても、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和55年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は65ページに示しております。

11月13日に地域委員会で確認したところ、現地は寺の境内として使用しており、農地への復旧は困難であり、周囲の現状から見て、非農地と判断しても特段影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和50年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号4番～番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は21ページに示しています。

ここは、3条にて申し上げましたように、境をきっちと確定させると、田の方に若干入っておったということでございます。11月14日に地域委員会で確認したところ、現地は進入路となっております。農地への復旧は困難でありまして、周囲の状況から見ても、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和60年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、春日地域委員会としては、証明することには問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は66ページに示しております。

11月14日に地域委員会にて確認したところ、3筆は、露天資材置場になっております。

また、2筆は山林となっております。農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成12年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題がないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号6番も、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は67ページに示しております。

11月14日に確認したところ、現地は露天駐車場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和56年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としましては証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は27ページに示しております。

11月14日に確認したところ、現地は農業用倉庫が建っており、農地への復旧は困難であり、周囲の現状から見て、非農地としても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和60年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員

会として証明することに問題ないと考えます。

よろしくお願ひします。

続きまして、番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は27ページに示しております。

11月14日に確認したところ、1筆は倉庫・進入路、2筆は進入路、もう1筆は住宅となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の現状から見て、非農地としても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成14年頃から、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会として証明することに問題ないと考えます。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号9番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は68ページに示しています。

11月12日の地域委員会にて確認したところ、現地は露天駐車場になっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和62年頃から、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としましては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

## ～ 議案第5号 ～

○議長 議案第5号、農地法第3条の規定による許可取消願についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番について、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

49ページを見てください。ここにつきまして、令和7年8月25日に許可しましたが、譲受人がここでは農業をできないということで、売買が不成立となりました。

いろんな事情がございますけども、この譲受人は農業意欲を持っておられ、今後も丹波市内で農業をするという意志は固いようでございます。トラクターも取得されておられます。家を見つけ次第、農地を探していくということでございます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第5号、農地法第3条の規定による許可の取消願について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第5号、農地法第3条の規定による許可の取消願については、許可すべきものと決定いたします。ありがとうございます。

## ～ 議案第6号 ～

○議長 議案第6号、農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。別冊になりますので、各地域委員会から確認報告をお願いします。

柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 議席番号〇番の〇〇が報告します。

番号1番から番号7番まで、11月14日の柏原地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 続きまして、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号8番から番号30番まで、11月13日の氷上地域委員会におきまして確認をいたしました。全ての農地につきまして効率的に耕作して、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、この中の番号25番、番号26番につきましては、ご高齢の方ですが、現在非常に元気で農機具等も運転し耕作されています。

○議長 続きまして、青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号31番から番号38番まで、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

11月13日の青垣地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 柏原、氷上、青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 番号20番、権利の設定を受けられる方が市外にお住まいですが、通作は大丈夫ですか。

○委員 この方は、権利設定する農地の近くに自分の家をお持ちで、週末には帰ってきて、非常に熱心にやっておられます。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原、氷上、青垣地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原、氷上、青垣地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

続きまして、春日地域ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号39番から番号59番まで、11月14日の春日地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、番号48番ですけども、この方は現在市外となっておりますが、権利を設定する農地に隣接する集落にも家をお持ちで、今後住所を移転すると聞いております。

また、番号59番も今後住所移転するということでございます。

以上でございます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

春日地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号60番から番号68番まで、11月12日の山南地域委員会において、確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

山南地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、山南地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

続きまして、市島地域委員会ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号69番から番号72番まで、11月12日の地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

市島地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、市島地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

## ～ 報告第1号 ～

○議長 それでは、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から、補足することはございませんか。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が補足いたします。

届出者は、届出地のすぐ上に自宅があります。その自宅の農機具置場が手狭になったので、今回2アール未満の届出ということで、農機具置場を作りたいと伺っております。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号、農地法施行規則該当転用届について、御承知おきください。

## ～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、電気事業者による届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から、補足することはございませんか。

○委員 ないです。

○議長 よろしいですか。

質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号、電気事業者による届出について、御承知おきください。

本日予定しておりました議事につきましては、以上で終了させていただきます。

この際、何か質問、意見等ございましたら、お願いします。

特にないようでしたら、事務局から事務連絡をお願いします。

○事務局 (事務連絡)

○議長 それでは、本日も御苦労さまでした。これで11月もほぼ終わりで、あっという間に12月です。インフルエンザが非常に流行っておりまして、兵庫県下では丹波が一番多いと聞いております。それぞれ体調を整え、年末年始をお迎えいただくとともに、12月の総会もよろしくお願ひいたします。

本日の会議はこれで終わります。御苦労さまでした。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和 7 年 1 月 25 日

議長 ㊞

議事録署名委員（23番委員） ㊞

議事録署名委員（24番委員） ㊞